

## 第8号議案

蒲郡市水道事業給水条例の一部改正について

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

水道事業の基盤強化を図るため提案する。

## 蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第10条）
- 第3章 給水（第11条—第19条）
- 第4章 料金、分担金及び手数料（第20条—第28条）
- 第5章 管理（第29条—第32条）
- 第6章 貯水槽水道（第33条・第34条）
- 第7章 雑則（第35条）
- 第8章 罰則（第36条・第37条）

### 附則

第2条を削る。

第3条の見出し中「用語の」を削り、同条中「次の」を「、次の」に改め、同条第1号中「配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具」を「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第9項に規定する給水装置」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- (3) 指定給水装置工事事業者 法第16条の2第1項の規定により市長が指定した者をいう。
- (4) 水道使用者等 水道の使用者又は給水装置の所有者をいう。

第3条を第2条とする。

第4条中「次の3種」を「専用給水装置（1世帯又は1か所で専用する給水装置をいう。）及び私設消火栓（法人又は個人が自らの敷地内に設置した消火栓で、消防用又は消防演習に使用するものをいう。以下同じ。）」に改め、同条各号を削り、同条を第3条とする。

第5条から第10条までを削る。

第11条の見出し中「工事」を「給水装置工事」に改め、同条第1項を次のように改める。

給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。ただし、市長が管理規程で定める工事については、この限りでない。

第11条第2項中「前項の申込みに当たり、市長が必要と認める」を「市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、必要と認めた」に、「同意書又はこれに代わる書類」を「同意書等」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(給水装置の工事の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事に要する費用は、当該工事をしようとする者又は水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めた工事については、市は、その費用の全部又は一部を負担することができる。

2 市長は、給水装置の新設又は改造の工事の申込みに応じるため、配水管を布設する必要があるときは、当該工事をしようとする者にその費用を負担させることができる。

第11条の2を削る。

第12条の見出し中「工事」を「給水装置工事」に改め、同条第1項中「工事の設計及び施行」を「給水装置工事」に、「市長の許可を得て」を「市又は」に、「行う」を「施行する」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「工事を施行する場合」を「給水装置の新設又は改造の工事を施行するとき」に改め、「(使用材料の確認を含む。)」を削り、「検査」を「工事検査」に改め、同条を第6条とする。

第13条第1項中「認めるときは、配水管」を「認めたときは、給水装置のうち配水管」に、「メーター」を「水道メーター(以下「メーター」という。)」に、「間の給水装置に用いようとする」を「部分に係る」に改め、同条第2項中「配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事」を「配水管への取付口からメーターまでの部分に係る給水装置工事」に改め、同条を第7条とする。

第14条を削る。

第15条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

第6条第1項の規定により市が施行する給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第15条第1項第2号中「労力費」を「労務費」に改め、同項第4号中「諸掛費」を「諸経費」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、工事費の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第15条を第8条とする。

第16条の見出し中「予納」を「納入」に改め、同条第1項中「第12条第1項ただし書の規定により工事を市に委託した者」を「第6条第1項の規定に基づき給水装置工事を市に依頼する者」に、「設計」を「前条の規定」に、「納付」を「納入」に改め、同条第2項中「施行後これを精算し、過不足があるときはこれを還付又は追徴」を「完了後に精算」に改め、同条を第9条とする。

第17条及び第18条を削る。

第19条の見出し中「変更」を「改造工事」に改め、同条中「市が」を「市長は、」に改め、「その他」の次に「特別」を加え、「給水装置に変更を加える工事」を「給水装置の改造工事」に、「所有者及び使用者」を「当該給水装置の所有者」に改め、「なくても」の次に「、当該工事を」を加え、同条を第10条とする。

第20条第1項中「、公益上その他」を「その他公益上」に、「ほか、制限」を「場合のほか、制限し、」に、「ことはない」を「ことはできない」に改め、同条第2項中「の制限又は停止を」を「を制限し、又は停止」に、「定めて」を「定め、」に改め、同項ただし書中「やむを得ない場合」を「の必要によりやむを得ないとき」に改め、同条第3項中「、停止、断水又は漏水」を「又は停止」に、「あっても市は」を「あっても、市は、」に改め、第3章中同条を第11条とする。

第21条中「給水を受けよう」を「水道を使用しよう」に、「申込み、その承認」を「申し込み、その承諾」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

（代理人の選定）

第13条 市内に居住しない給水装置の所有者は、市長が必要と認めたときは、この条例に規定する事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、市長

に届け出なければならない。

2 市長は、前項の代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(総代理人の選定)

第14条 給水装置の所有者は、当該給水装置を共有するときは、給水装置の管理に関する事務を処理させるため、総代理人1人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の総代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

第22条の見出し中「設置」の次に「及び貸与」を加え、同条第1項中「市が設置して、給水装置の使用者に保管させる」を「、市長が設置し、その位置は市長が定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、水道使用者等にメーターを貸与する。

第22条第3項中「保管者が第1項の」を「水道使用者等は、前項の規定による」に、「亡失」を「亡失し、」に、「場合は、市長が定める」を「ときは、その」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、メーターを管理しなければならない。

第22条を第15条とする。

第23条の前の見出し中「届出」を「水道使用者等の届出」に改め、同条中「給水装置の使用、所有者、代理人又は総代理人」を「水道使用者等」に、「直ちに」を「あらかじめ」に改め、同条第1号中「給水装置の使用を開始、中止又は廃止」を「水道の使用を中止」に改め、同条第2号中「給水装置の」を削り、同条第3号中「消火演習に」を「消防演習に私設消火栓を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 代理人に変更があったとき。
- (5) 総代理人に変更があったとき。

第23条を第16条とする。

第24条を削る。

第25条の見出し中「消火栓」を「私設消火栓」に改め、同条中「消火栓」を「私設消火栓」に、「消火又は演習若しくは特に市長の許可を得た場合に限り、使用することができる」を「消防用又は消防演習のほか使用してはならない」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 消防演習に私設消火栓を使用するときは、市長の指定する職員の立会いがなければならない。
- 3 私設消火栓は、市長の指定する職員が封かんをする。

第25条を第17条とし、第3章中同条の次に次の2条を加える。

(水道使用者等の管理上の責任)

第18条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

- 2 水道使用者等は、供給を受ける水に異状があると認めたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 水道使用者等は、給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な措置を市又は指定給水装置工事事業者に依頼しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による依頼がなくても、必要があると認めたときは、修繕その他必要な措置をすることができる。
- 5 前2項の修繕その他必要な措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、修繕その他必要な措置を要した箇所が給水装置のうち配水管への取付口から最初の止水栓までの部分であるときは、市は、その費用を負担することができる。
- 6 前項ただし書によるもののほか、市長が必要と認めたときは、市は、修繕その他必要な措置に要した費用を負担することができる。
- 7 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等が賠償の責めに任ずるものとする。

(給水装置又は水質の検査)

第19条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 市長は、前項の検査について実施の必要がないと認める相当の理由があるときは、その費用を、当該検査を請求した者から徴収することができる。

「第4章 料金及び手数料」を「第4章 料金、分担金及び手数料」に改める。

第26条を削る。

第27条中「料金は、別表第2」を「水道料金（以下「料金」という。）は、別表第1」に改め、同条ただし書中「1円未満」を「その金額に1円未満」に改め、同条に次の1項を加える。

2 料金の用途区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般用（公衆浴場用、船舶用、臨時用及び私設消火栓以外に使用するものをいう。）
- (2) 公衆浴場用（一般公衆浴場に使用するものをいう。）
- (3) 船舶用（港湾の船舶に使用するものをいう。）
- (4) 臨時用（建築工事等一時的に使用するものをいう。）
- (5) 私設消火栓

第27条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（従量料金の算定）

第21条 市長は、2か月ごとにメーターの検針を行う。この場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、次回の検針に繰り越して使用水量を算出する。

2 前項の規定による使用水量は、各月均等に使用したものとみなして、当該検針を行った日の属する月分及びその前月分として従量料金を算定する。ただし、各月均等とみなして算定した使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を当該検針を行った日の属する月の前月分の使用水量に加えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、毎月メーターを検針してその使用水量を算出し、検針を行った日の属する月分として従量料金を算定することができる。

第28条及び第29条を削る。

第30条の見出し中「水量」を「使用水量」に改め、同条第1項中「故障」を「異状」に、「使用水量の不明の場合」を「使用水量が不明であるとき」に、「これを」を「、これを」に改め、同条第2項中「場合」を「とき」に、「これを」を「別に」に改め、同条を第22条とする。

第31条の見出し中「料金」を「基本料金」に改め、同条第1項中「中途において」の次に「臨時の検針をしたとき、又は」を加え、「を開始し、又は使用を休止

若しくは廃止した」を「の開始若しくは中止により、第21条第1項の規定による定期的な検針期間でなかった」に、「所定額」を「所定の額」に、「1月分」を「1か月分」に改め、同条第2項を削り、同条を第23条とする。

第32条を削る。

第33条中「給水装置を無届で」を「第12条の規定による申込みを行わずに水道を」に改め、同条を第24条とする。

第34条第1項中「納入通知書又は集金の方法により2月ごとに徴収し、毎月検針の場合は、毎月これを」を「口座振替、納入通知書等の方法により、検針ごとに期日を定めて水道使用者等から」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「給水料納付」を「料金納入」に、「できた」を「生じた」に、「徴収の給水料」を「以後に徴収する料金」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(分担金)

第26条 給水装置の新設又は改造（メーターを増径するものに限る。次項において同じ。）の工事をしようとする者は、水道施設分担金（以下「分担金」という。）を納入しなければならない。

2 分担金の額は、メーターの口径に応じ、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、給水装置の改造の工事をしようとする者から徴収する分担金の額は、新口径に係る分担金の額から旧口径に係る分担金の額を差し引いた額とする。

3 分担金は、市長が別に定める期日までに納入しなければならない。

4 既納の分担金は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第35条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 設計審査手数料 1件につき 1,000円

(2) 工事検査手数料 1件につき 1,000円

第35条に次の1項を加える。

2 前条第3項及び第4項の規定は、手数料について準用する。

第35条を第27条とし、第4章中同条の次に次の1条を加える。

(料金、分担金又は手数料の軽減又は免除)

第28条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、分担金又は手数料を軽減し、又は免除するこ

とができる。

第36条を削る。

第37条の見出し中「随時検査又は処置及びその費用負担」を「検査等」に改め、同条第1項中「日出後、日没前に限り市の職員をして」及び「随時」を削り、「適当な処置を命じ、又は自らこれをする」を「又は水道使用者等に対し適当な措置を命ずる」に改め、同条第2項を削り、同条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が当該給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が市又は指定給水装置工事事業者が施行したものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の工事が法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第38条を削る。

第39条第1項中「使用者又は所有者が」を「市長は、」に改め、「ときは」の次に「、水道使用者等に対し」を加え、「給水を停止する」を「、給水を停止することができる」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 水道使用者等が工事費、第18条第5項の修繕その他必要な措置に要した費用、第19条第2項に規定する費用、料金、分担金又は手数料を指定された期限までに納入しなかったとき。
- (2) 水道使用者等が正当な理由がなくメーターの検針を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 第29条の規定による検査又は措置命令その他この条例の規定に基づく市長の職務執行を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、これを改めないとき。

第39条第2項中「1 給水装置について」を「給水装置の」に、「場合は」を「場合において」に、「により受ける」を「による」に、「は、異議の申立てはできない」を「が損害を受けたときは、市は、その損害に対して責めを負わない」に改め、同項後段を削り、同条を第31条とする。

第40条を削る。

第41条中「場合で」を「場合において、」に改め、同条第1号中「所在が不明」を「所在不明」に、「給水装置の使用者」を「水道の使用者」に改め、同条第2号中「が使用中止の状態にあり」を「に係る水道の使用者がおらず」に改め、同条を第32条とする。

第42条の見出し中「市」を「貯水槽水道に係る市長」に改め、同条第1項中「定める」を「規定する」に、「認める」を「認めた」に改め、「ものとする」を削り、同条第2項中「利用者」の次に「及び設置者」を加え、第6章中同条を第33条とする。

第43条の見出し中「設置者」を「貯水槽水道に係る設置者」に改め、同条第1項中「に定める」を「に規定する」に、「次項において」を「以下」に、「の定めるところ」を「の規定」に、「その水道」を「当該簡易専用水道」に改め、同条第2項中「前項に定める」を削り、「別に」を「管理規程で」に、「行う」を「受ける」に改め、同条を第34条とする。

「第7章 補則」を「第7章 雑則」に改める。

第44条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「市長が」を「管理規程で」に改め、第7章中同条を第35条とする。

第45条の前の見出し及び同条を削る。

第46条に見出しとして「(過料)」を付し、同条中「ときは、その行為をした者又はさせた」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 第4条の承諾を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 第6条第2項の設計審査を受けないで、給水装置の新設又は改造の工事を施行した者
- (3) 第12条の規定による申込みをしないで、水道を使用した者
- (4) 正当な理由がなくて、メーターの設置若しくは検針、第29条の規定による検査又は第30条若しくは第31条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

- (5) 第15条第3項又は第18条第1項の規定による管理義務を著しく怠った者
- (6) 私設消火栓の封かんをみだりに破封した者
- (7) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第46条を第36条とし、同条の次に次の1条を加える。

(料金等の徴収を免れた者に対する過料)

第37条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金、分担金又は手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

別表第1を削る。

別表第2中「(第27条関係)」を「(第20条関係)」に、「1月」を「1か月」に、「船舶」を「船舶用」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第26条関係)

(1 給水装置につき)

(単位 円)

メーターの口径	分担金
13ミリメートル	40,000
20ミリメートル	80,000
25ミリメートル	160,000
40ミリメートル	520,000
50ミリメートル	800,000
75ミリメートル	2,000,000
100ミリメートル	3,250,000
150ミリメートル	7,250,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成31年蒲郡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3項中「平成31年12月1日」を「令和元年12月1日」に改める。

(蒲郡市水道水源基金条例の一部改正)

- 4 蒲郡市水道水源基金条例（平成13年蒲郡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2備考」を「別表第1備考」に改める。

(蒲郡市下水道条例の一部改正)

- 5 蒲郡市下水道条例（昭和52年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「(蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）第7条に規定する総代人を含む。以下同じ。)」を削る。